

養老町観光景観林総合整備計画

令和 7 年 3 月
養老町

目 次

1. 基本的事項	1
1.1 養老町観光景観林総合整備事業の趣旨	1
1.2 総合整備計画の構成	1
1.3 計画対象期間	1
1.4 合意形成	2
2. 全体計画	3
2.1 観光景観林総合整備事業の基本方針	3
2.2 養老町森林整備計画に示された観光景観林の位置付け・施業の基準	3
2.3 計画対象地域	4
2.4 養老町の観光景観林総合整備事業に向けた現況把握	5
2.4.1 現況調査による地域概況	5
2.4.2 現況調査結果による整備優先林班の設定	12
2.5 既に整備が実施されたエリア	14
2.6 林班単位の整備予定範囲の選定	15
2.7 年次行動計画	16
3. 詳細計画	19
3.1 詳細計画の策定に関する前提条件	19
3.1.1 不用木の除去の考え方と手順	19
3.1.2 植栽木の配置や本数の設定	20
3.1.3 事業費の算出	22
3.2 整備最優先林班	24
3.2.1 18 林班	24
3.2.2 15 林班	26
3.2.3 14 林班	28
3.3 整備優先林班	30
3.3.1 21 林班	30
3.3.2 19 林班	32
3.3.3 20 林班	34
3.4 年次別事業費	36

参考資料 1・・・清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱

参考資料 2・・・観光景観林整備事業実施要領（岐阜県）

参考資料 3・・・有識者からの助言（岐阜大学安藤正規准教授）

参考資料 4・・・事業費の内訳

第 1 章 基本的事項

1. 基本的事項

1.1 養老町観光景観林総合整備事業の趣旨

養老町では、高田地区等の市街地の景観、養老山地や象鼻山、河川、田園等の自然の景観、柏尾廃寺跡周辺等の歴史的な景観、養老公園等の観光地の景観、幹線道路沿道の景観、それぞれに応じた景観の形成を進めています。これらの景観のうち、観光景観林総合整備事業は、特に養老山地の景観を形成（カエデ類やサクラ類による紅葉や花の景色）もすることを目的としています。

1.2 総合整備計画の構成

本計画は、養老町森林整備計画において、森林の将来目標区分で「観光景観林」に選定された林班に対して、整備方針と具体的な整備内容について示したものです。計画の構成は「全体計画」と「詳細計画」の2部構成となっており、「全体計画」では、計画対象地域の現況と整備の優先林班及び年次計画といった全体像を示しています。また、「詳細計画」では、林班における整備に向けた手続きや整備の内容について、前提条件、具体的な整備範囲、整備内容（不用木の除去本数、植栽本数）、事業費について詳細に示しています。

なお、本計画は、林内を散策する近景及び道路からの遠景といった景観に配慮するものとし、その区域は山麓から山頂までであることから林班単位を基本とします。

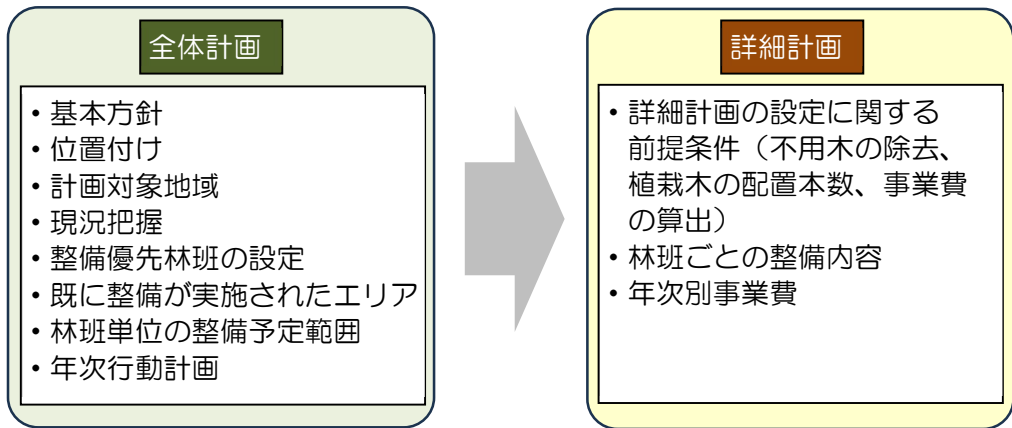


図 1-1 全体計画と詳細計画の概要

1.3 計画対象期間

計画対象期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間です。

表 1-1 計画期間のイメージ

令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15	令和 16
全体計画 詳細計画 策定	整備を最優先する林班							整備を優先する林班		



1.4 合意形成

本計画における整備については、「森づくりの方向性や具体的な推進課題について検討すること」を目的に設置されている養老町森林管理委員会において随時情報共有を行い、関係者の合意形成をはかることとします。

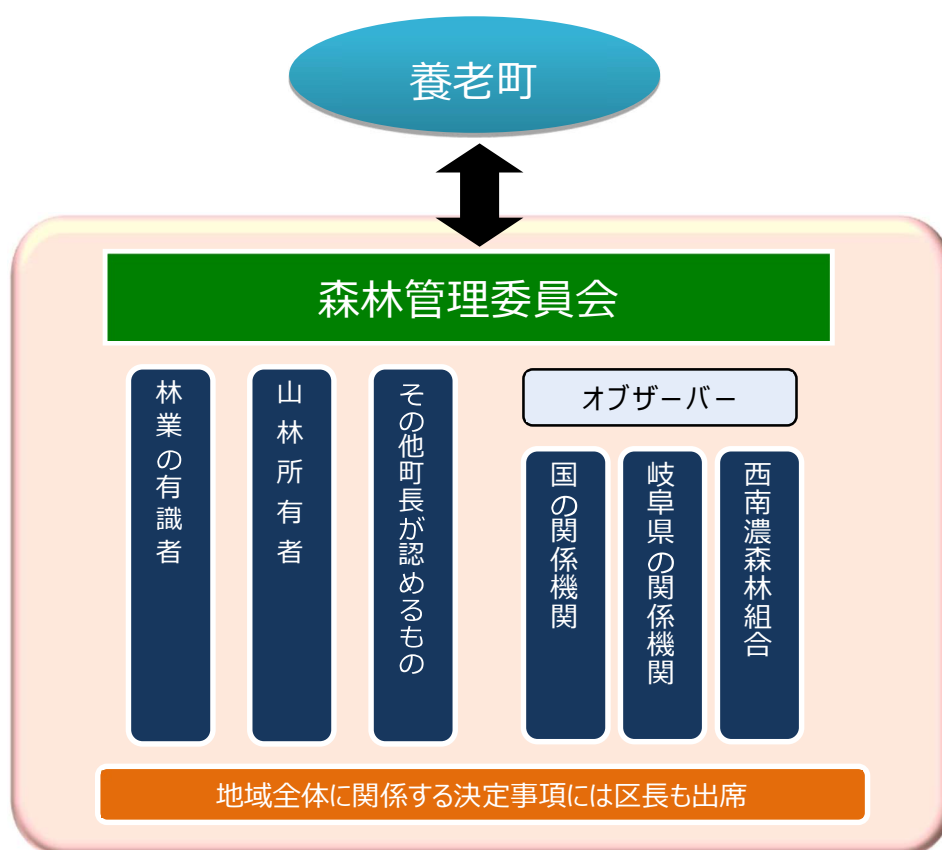


図 1-2 養老町森林管理委員会の構成図

第 2 章 全体計画

2. 全体計画

2.1 観光景観林総合整備事業の基本方針

岐阜県においては、平成 29 年 3 月に「岐阜県観光景観林整備事業」として要領が定められています（参考資料 2）。事業の目的は、観光道路等から眺望ができ、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、観光景観林として公的関与が高い管理・整備を推進することによって、各地域で優れた森林景観の形成を図るための公益的機能の維持・向上・回復を図ることとしています。

2.2 養老町森林整備計画に示された観光景観林の位置付け・施業の基準

養老町では、令和 6 年 3 月に「養老町森林整備計画」が改訂され、林班ごとに森林の将来目標区分が設けられています。森林の将来目標区分には、「木材生産林」、「環境保全林」、「観光景観林」、「生活保全林」が設けられ、町の森林面積 1,831ha の約 22%にあたる 401.18ha が観光景観林として設定されました。

観光景観林の整備方針としては「地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し必要な整備を行う。」と示されており、施業基準等が定められています（表 2-1）。

また、施業にあたる財源として「清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金」（参考資料 1）及び「森林環境譲与税」を活用するものとします。

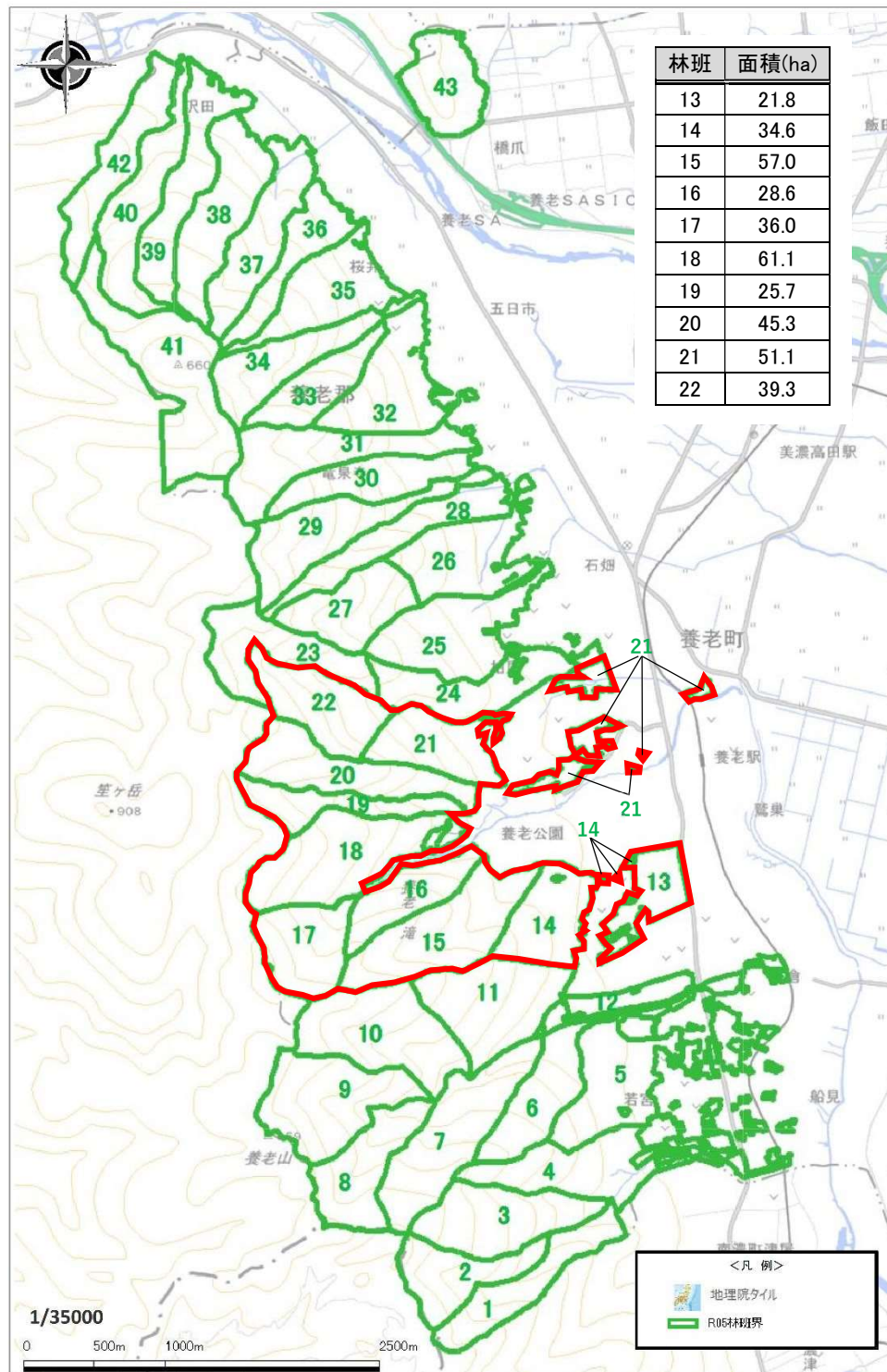
なお、本計画の策定にあたっては、平成 30 年度に実施された有識者のご助言も参考にしています（参考資料 3）。

表 2-1 観光景観林の施業の基準等（出典：養老町森林整備計画）

区分	現況	施 業 の 基 準 等
共通事項		・保全対象森林（保安林等）で作業を実施する場合には林地等の保全に留意する。 ・ニホンジカ被害発生地域においては必要に応じて更新木等の保護を図るためシカ柵等の防除資材の設置を行う。
観光景観林	沿道の森林（林内景観を重視するエリア）	○保育（林内整備） ・沿道の森林は、林内を見通すことができるよう、下刈り、除間伐や、枝打ちを行う。 ・伐倒木は原則搬出し、明るく開放的な空間を確保する。 ・目を引くような大径木がある場合には、その木への視線が大きく遮られないように周辺木の配置に留意し林内景観整備を行う。 ○伐採 ・皆伐を行う場合 1 ha 以下とし、周辺森林を残置し時間・空間的に伐採跡地の分散を図る。 ・皆伐後、伐採木は原則搬出し、残枝等も整理し景観上支障にならないように留意する。 ○更新 ・景観に優れた樹種に転換を行う場合には、天然更新や場合によっては在来種の植栽を行い外来種等の導入は行わない。 ○その他 ・重複する木材生産林または環境保全林の整備方針と調整を図る。
	遠景の森林（林外景観を重視するエリア）	○伐採 ・皆伐を行う場合 1 ha 以下とし、周辺森林を残置し時間的・空間的に伐採跡地の分散を図る。 ・主な眺望点からの視線に留意し、伐採跡地が目立たないように伐区の設定を行う。 ・間伐を実施する場合、林冠に極端な欠損部が発生しないよう選木に留意する。 ○更新 ・景観に優れた樹種に転換を図る場合には、天然更新や場合によっては在来種の植栽を行い外来種等の導入は行わない。 ○その他 ・重複する木材生産林または環境保全林の整備方針と調整を図る。

2.3 計画対象地域

計画対象地域は、以下の赤枠で示した 13 林班から 22 林班となります。



出典：養老町森林整備計画（数字は林班番号）

図 2-1 養老町観光景観林総合整備計画対象地域（赤枠）

2.4 養老町の観光景観林総合整備事業に向けた現況把握

2.4.1 現況調査による地域概況

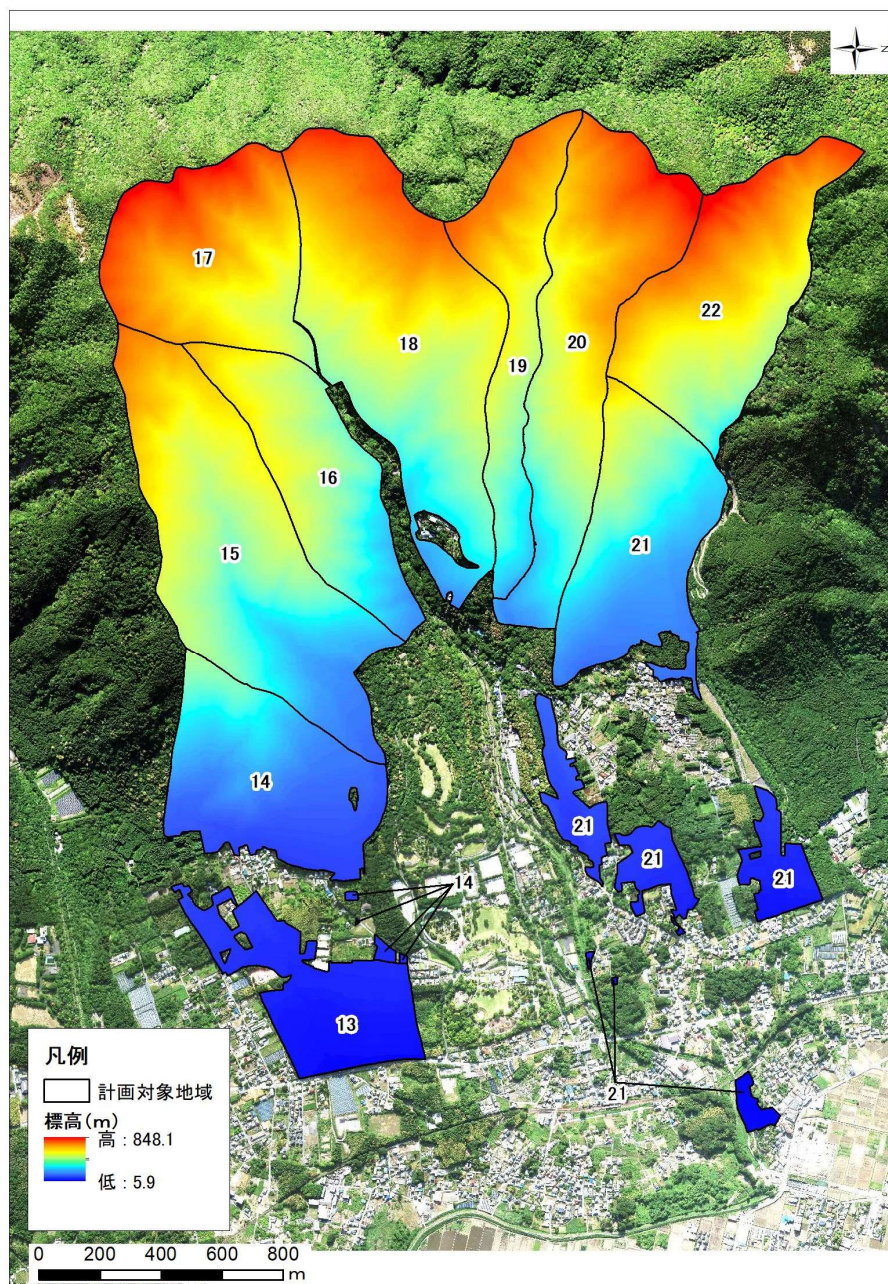
観光景観林整備事業を進めるにあたり現況調査を実施し、自然条件として地形や植生、社会条件として作業道（林道）・登山道、法規制を把握しました。

(1) 自然条件

1) 地形

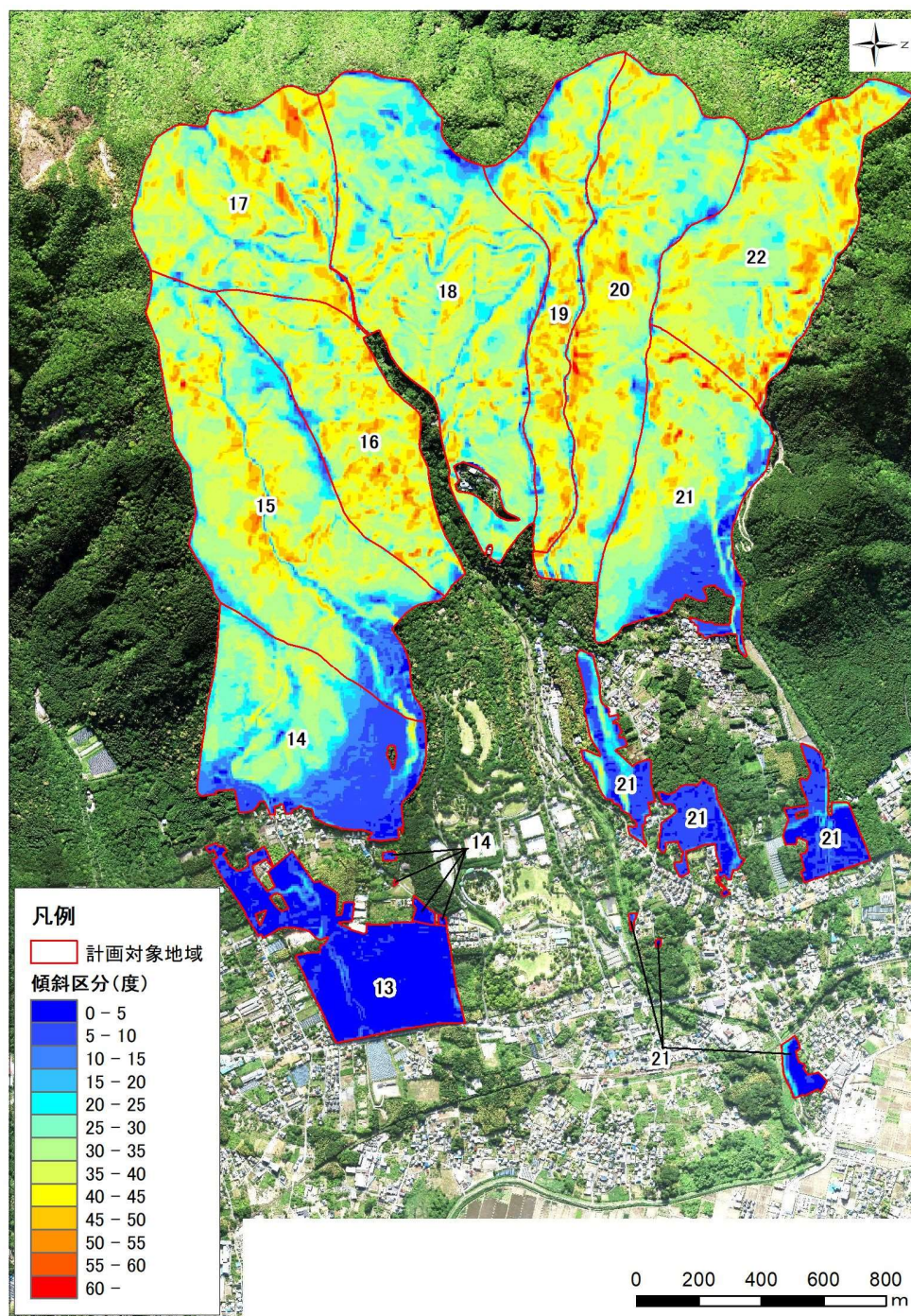
標高は、津屋川左岸の 5.9m から尾根筋の 848m で、養老駅周辺の集落を除く大部分が傾斜度 30 度を超える傾斜地となっています（出典：令和 5 年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-2、図 2-3）。



出典：令和 5 年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-2 現況調査で把握した標高区分



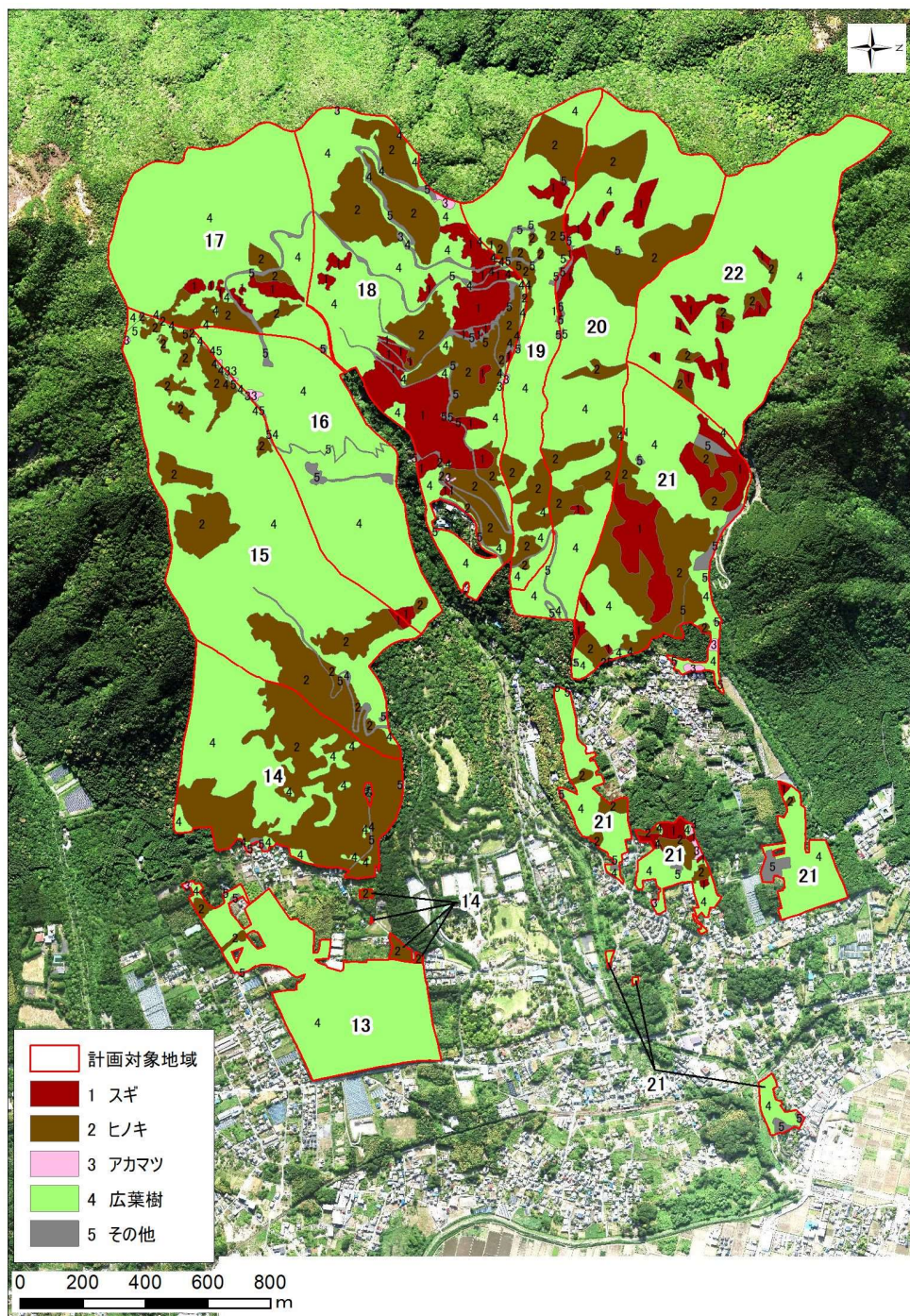
出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-3 現況調査で把握した傾斜区分

2) 植生・景観植物の分布

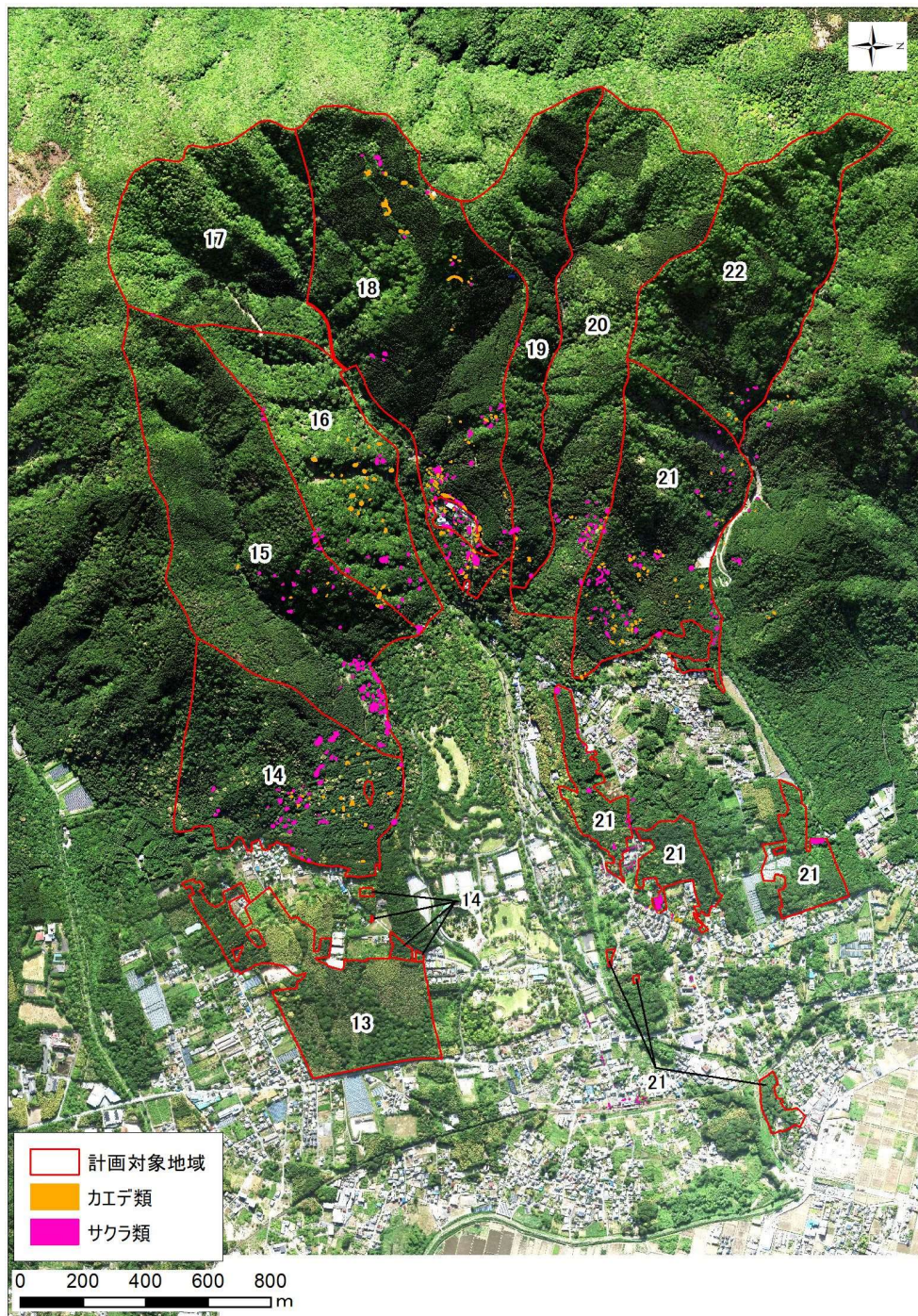
植生は、広葉樹が7割弱、スギ・ヒノキの人工林が3割弱を占め、わずかにアカマツ林がみられます。また、景観植物としてカエデ類（オオモミジ、コミネカエデ、ウリハダカエデ、ウリカエデ、イロハモミジ等）とサクラ類（ヤマザクラ、カスミザクラ、ウワミズザクラ、ソメイヨシノ）の分布は、主に養老公園周辺の施設周辺や山麓の落葉広葉樹林内で確認されました（図 2-4、出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-5）。



出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-4 現況調査で把握した植生の分布状況



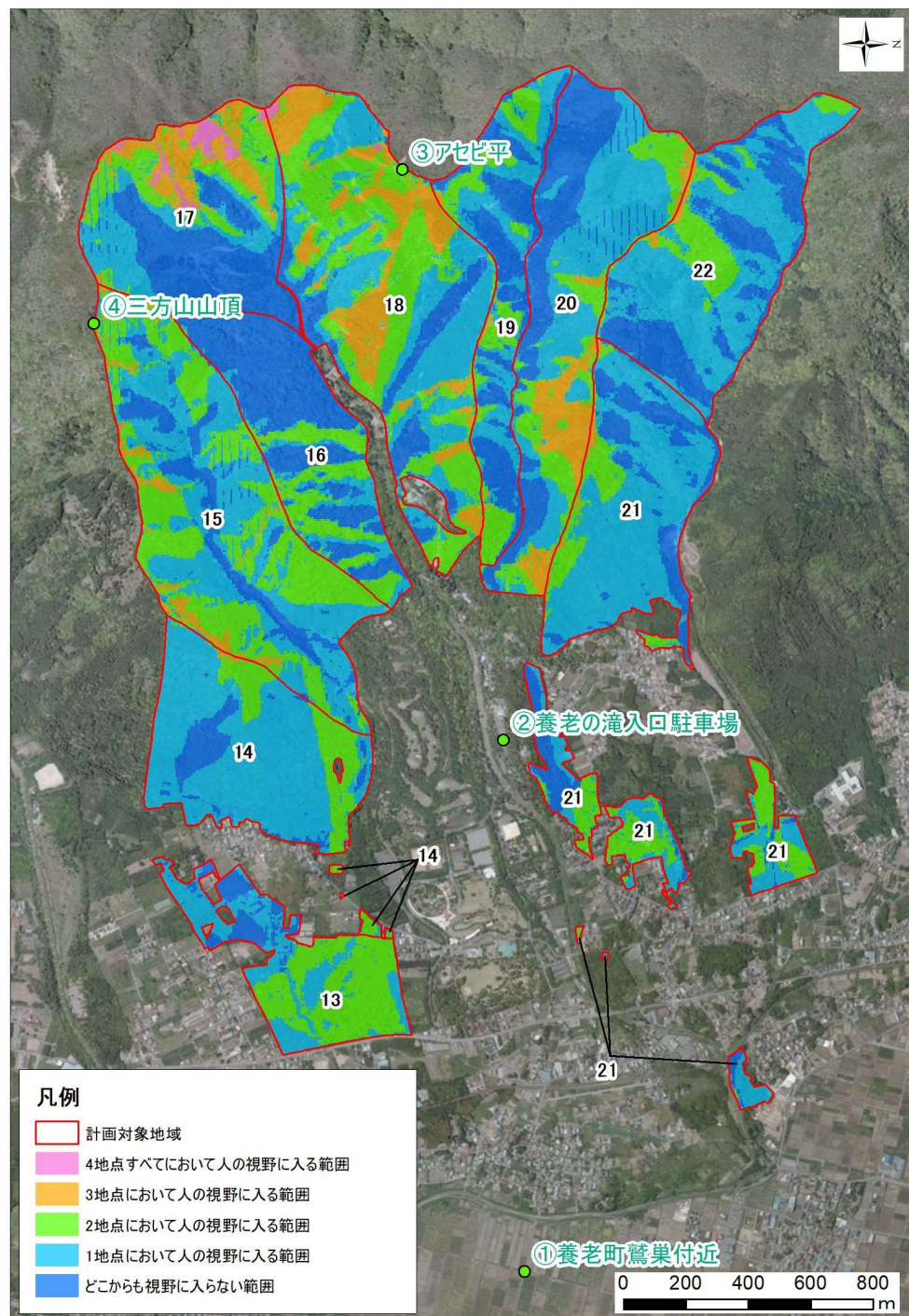
出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-5 現況調査で把握したカエデ類及びサクラ類の分布

(2) 社会条件

1) 景観（視野）

景観は、遠景として①養老町鷺巣付近、②養老の滝入口駐車場、近景として③アセビ平、④三方山山頂を選定し、それらからの視野を把握しました。養老山地の脊梁や尾根筋で高い傾向がみられ、谷筋ではいずれの地点からも確認できない範囲が存在しています（出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務図2-6）。



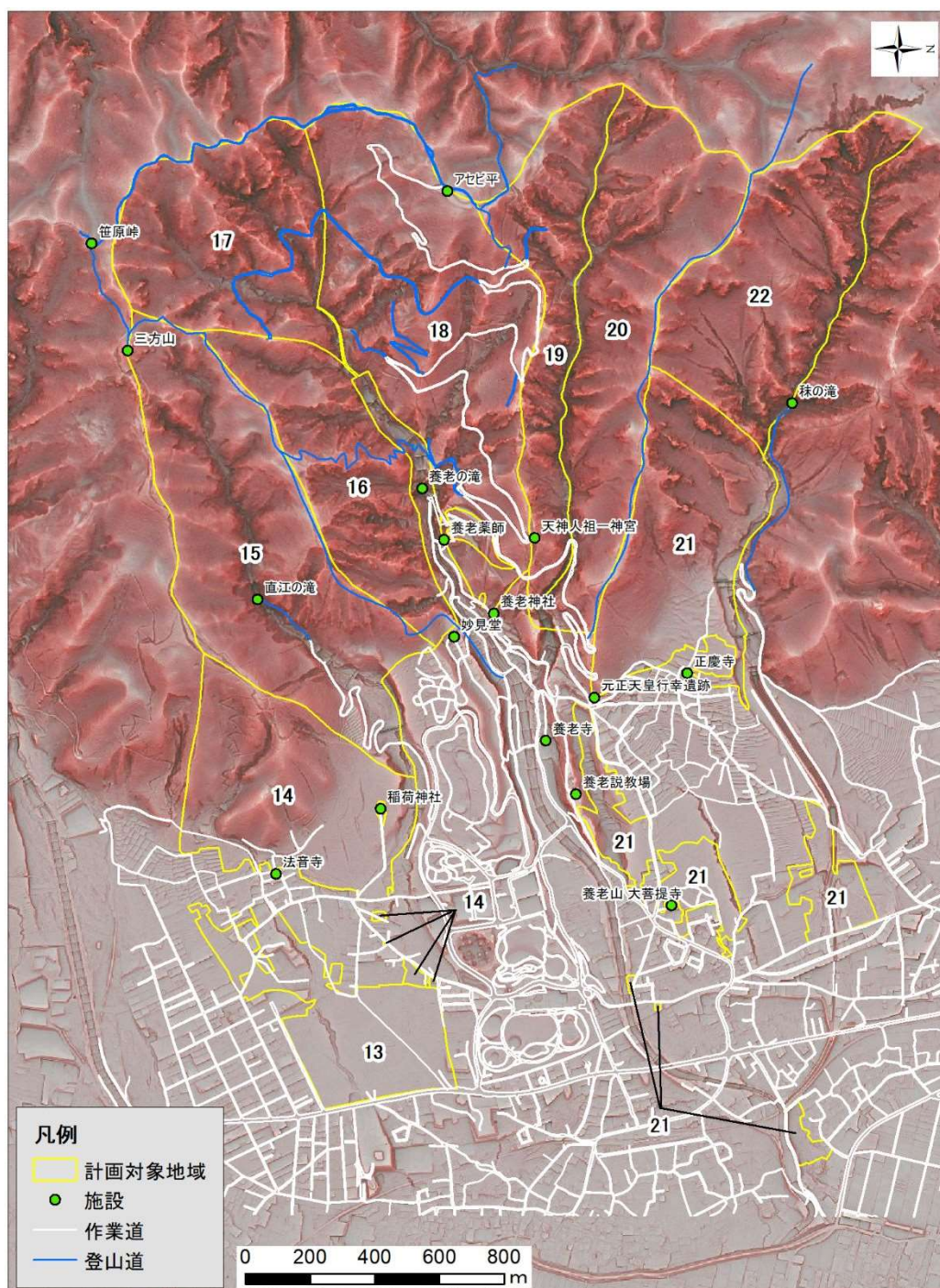
出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-6 現況調査で把握した景観（視野）

2) 観光資源及びアクセス

歴史的・文化的情報の観光資源は、眺望点としてはアセビ平や三方山が主に利用されています。また、養老山地を仰ぎ見ながら、直江・養老・秣の三滝めぐりや養老神社や養老山大菩提寺を訪れる観光ルートも想定されます。作業道や登山道の存在は、観光資源を結ぶ手段として欠かせないものです（出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-7)。



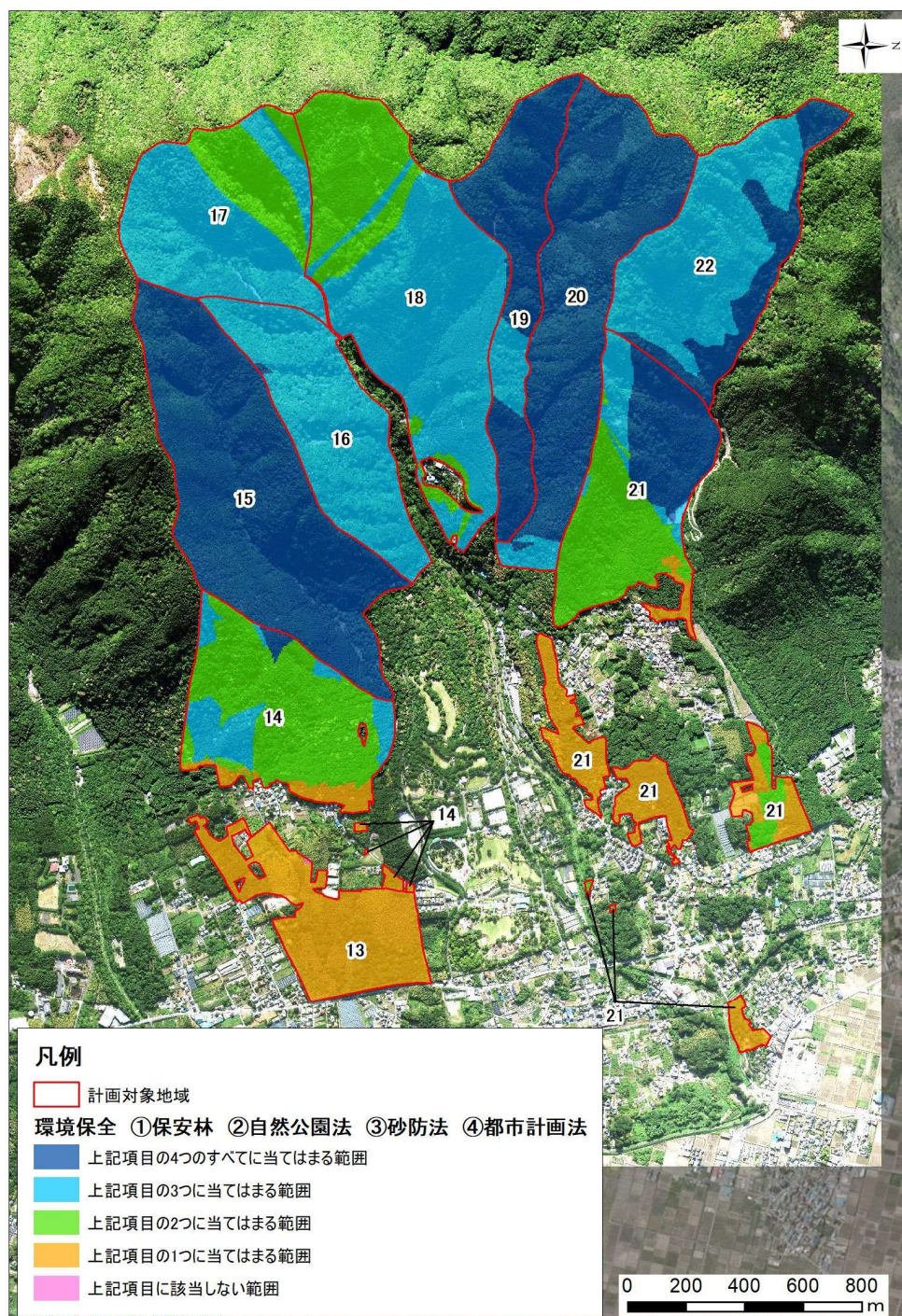
出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-7 観光資源とアクセス

3) 法規制等

法規制等は、自然公園法、砂防法、都市計画法及び保安林の指定状況について把握しました。計画対象地域においては、山側を中心に3つ以上にあてはまる林班が多くを占めています（出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-8）。当該森林のうち、15、16、18 林班は土砂流出防備保安林、保健保安林であり、伐採について択伐または禁伐の制限があります。そのため、実施にあたっては区域を確認の上、施業を計画する必要があります。



出典：令和5年度養老町観光景観林総合整備計画策定のための現況調査業務

図 2-8 法規制等の指定範囲

2.4.2 現況調査結果による整備優先林班の設定

現況調査の各内容から、整備にとって優先される事項を精査し、林班別に優先度を整理しました（図 2-9）。その結果、14 林班、15 林班、18 林班が最も高く、次いで 19 林班、20 林班、21 林班が選定されました。また、17 林班と 22 林班については、保全を基本とする整備検討林班としました（

図 2-10）。

なお、計画対象地域に選定されていた 14 林班、21 林班の飛び地及び 13 林班、16 林班については、作業性の観点や保安林の指定施業要件から、整備対象範囲より除外することになります。

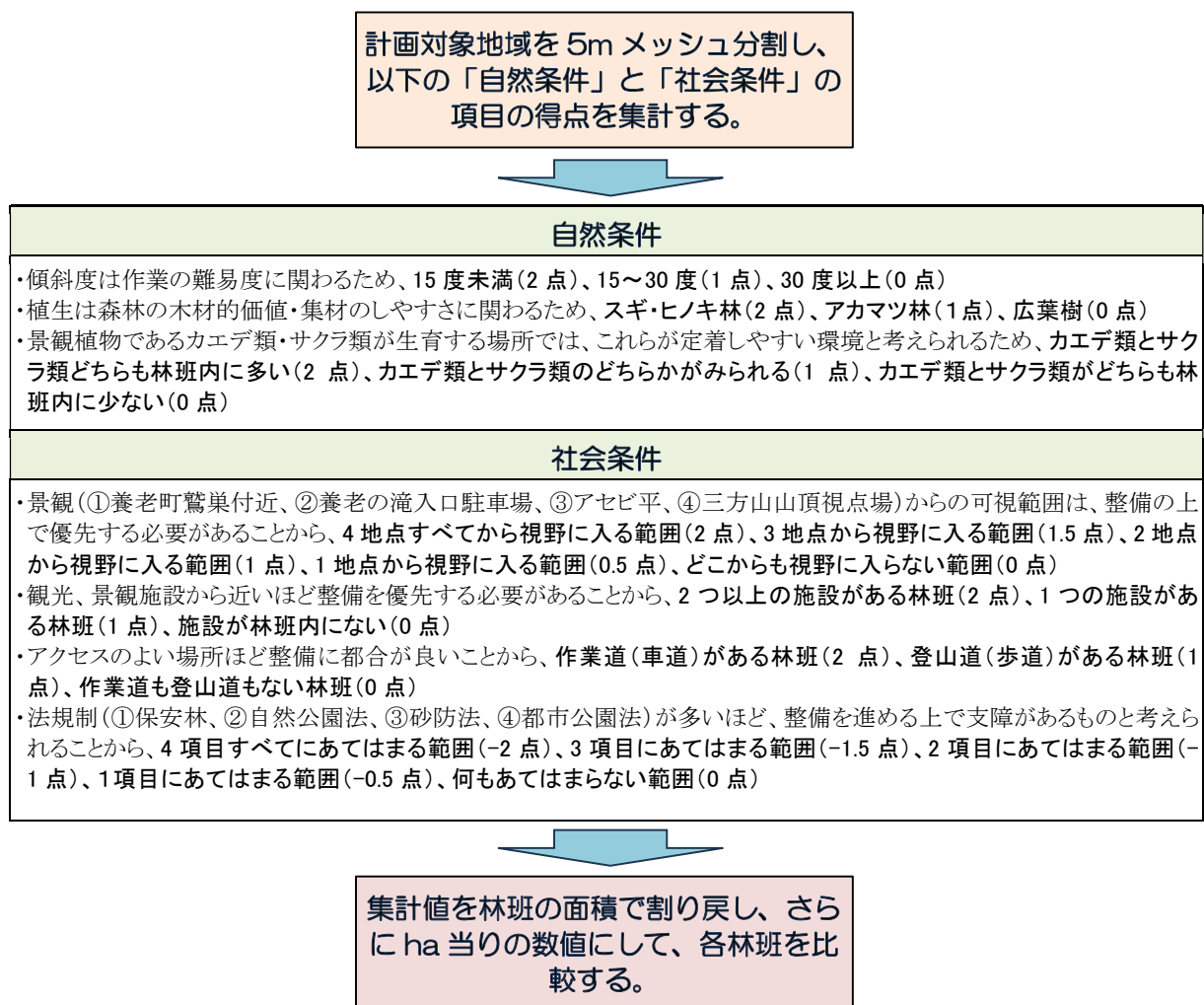


図 2-9 整備を優先する林班を設定するための流れ

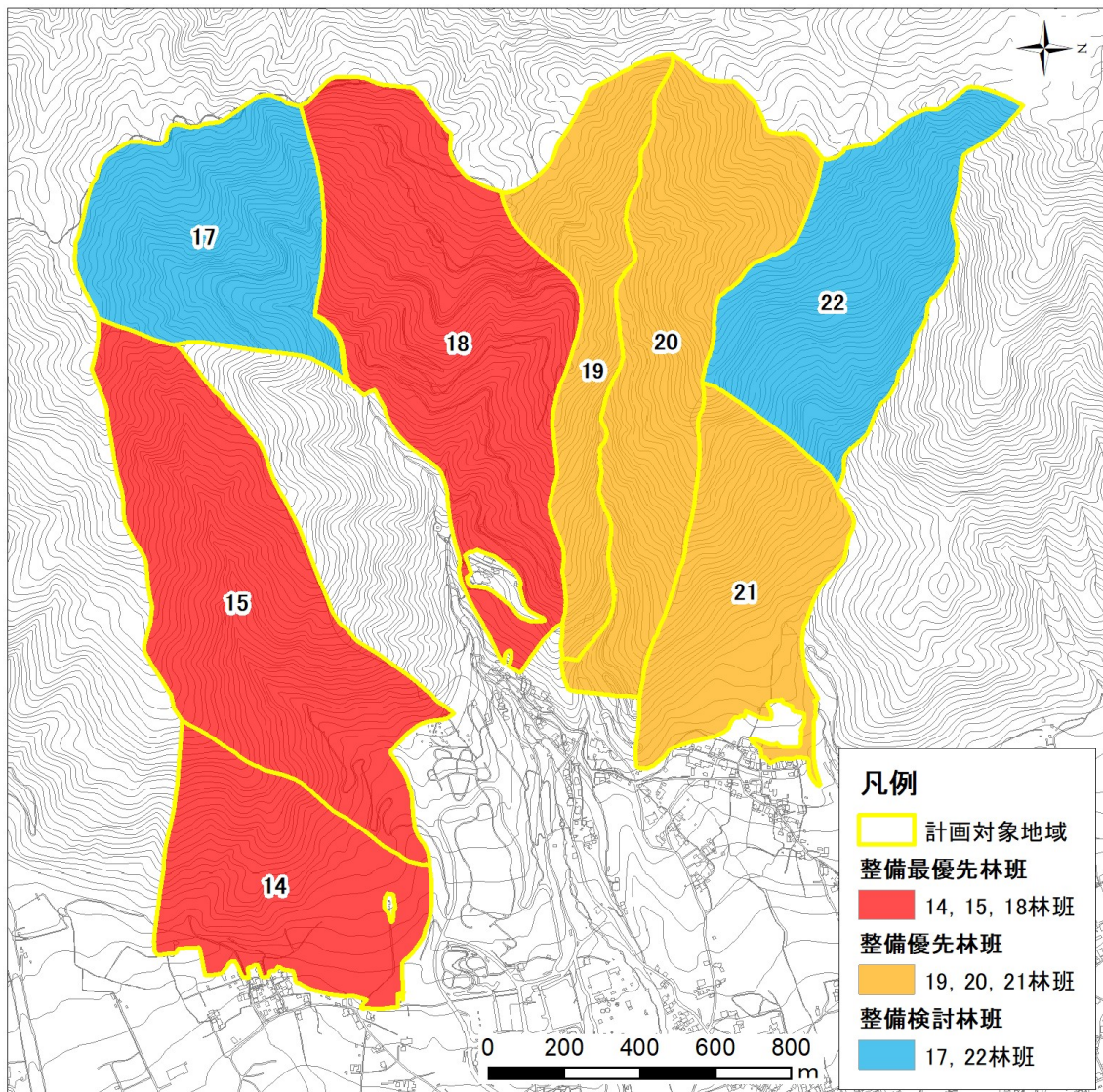


図 2-10 整備優先林班の設定図

2.5 既に整備が実施されたエリア

計画対象地域のうち 18 林班、15 林班、14 林班の一部では令和元年から整備が進められています（図 2-11）。整備は、主に不用木の除去及び景観形成のための植栽を行いました。今後の整備は、これらのエリアを除く範囲を対象とします。

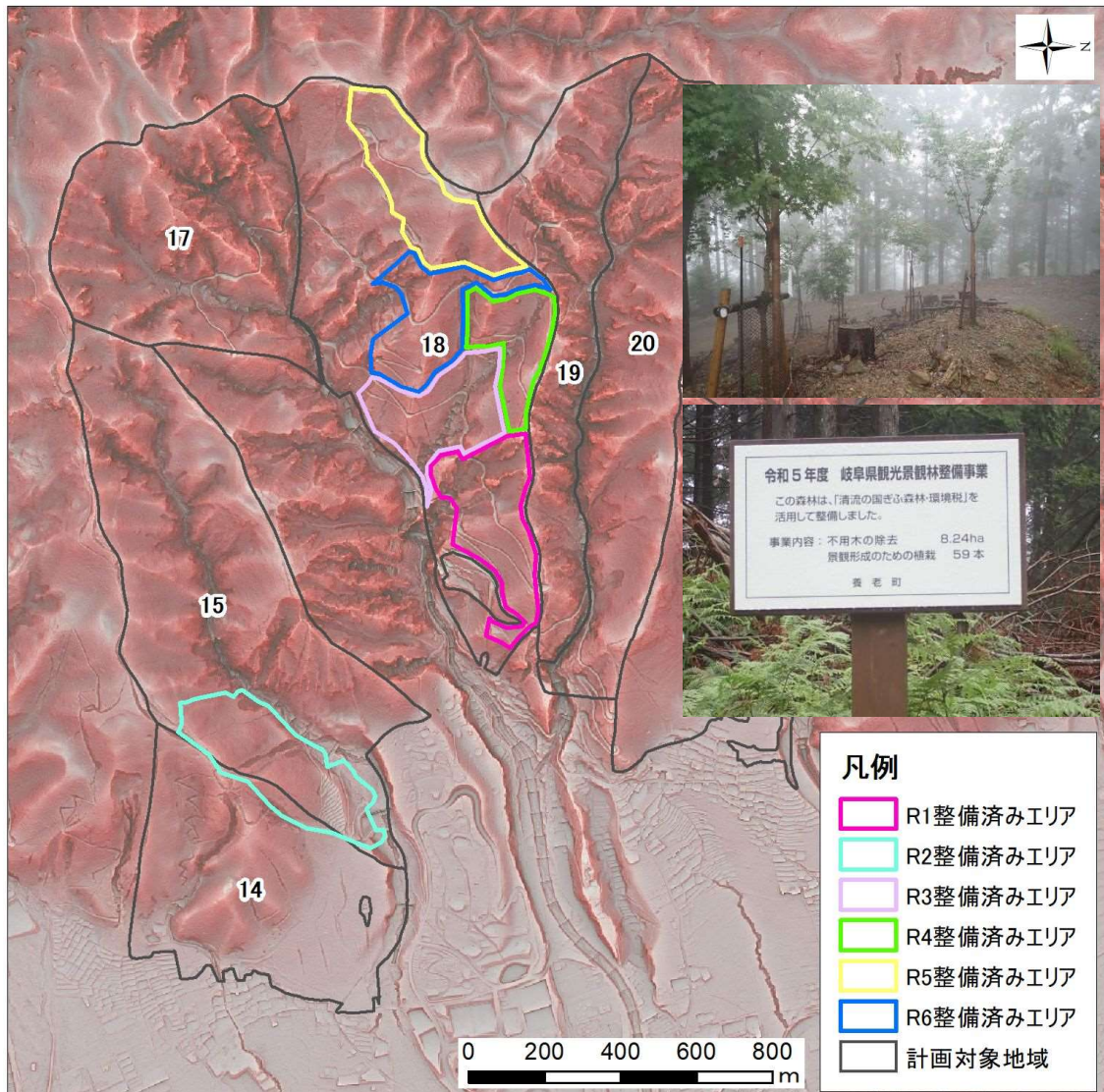


図 2-11 整備済み範囲図

2.6 林班単位の整備予定範囲の選定

林班内の整備予定範囲については、次の3つの観点から選定しました。なお、前項で述べた通り、15林班と18林班については、既に整備が実施されており、未整備範囲のみを対象としています（図2-12）。

- ①アクセス（作業道、登山道）の有無
- ②観光的利用の有無（登山道周辺）
- ③視野の有無（遠景、近景）

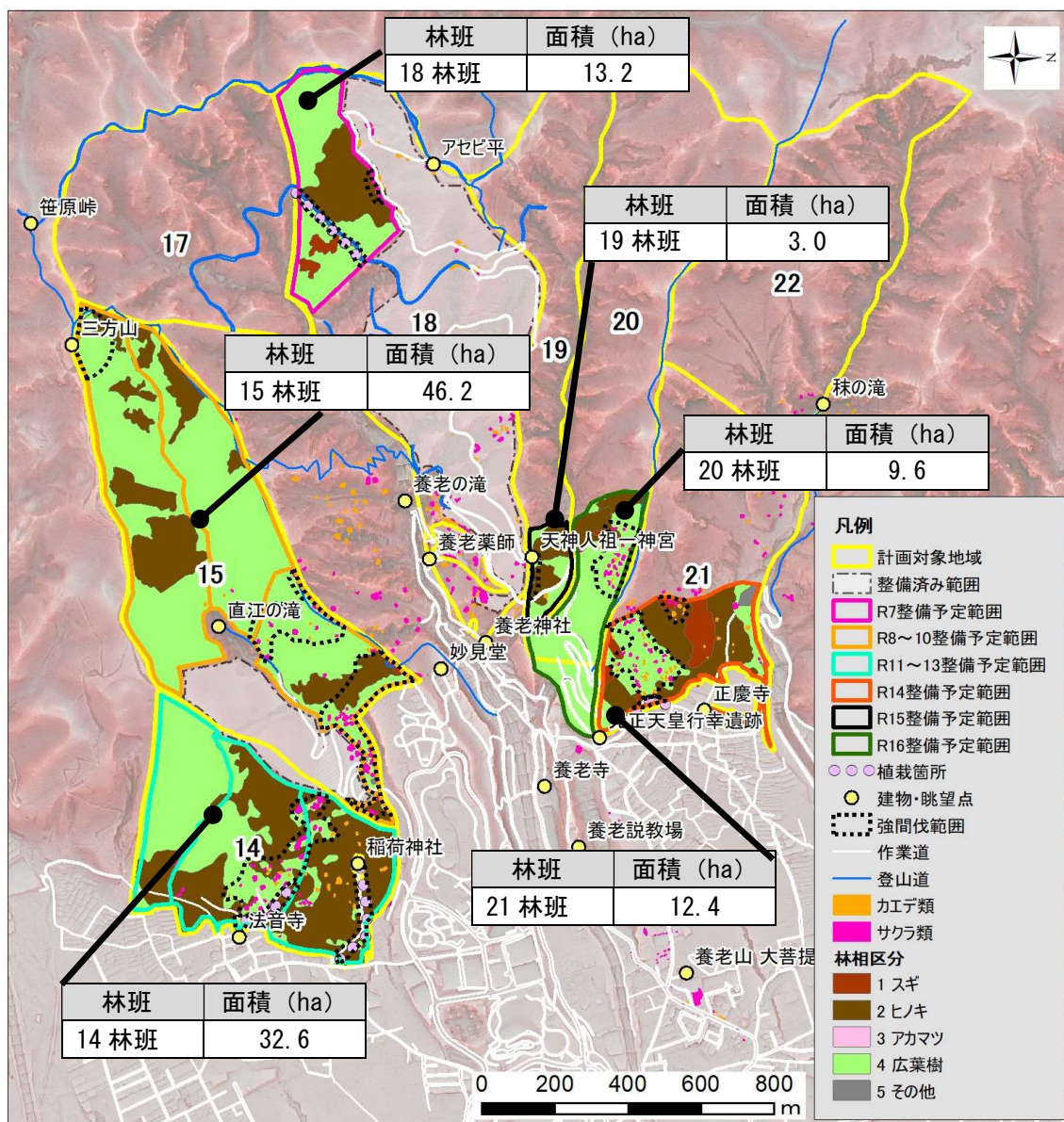


図 2-12 整備予定範囲図

2.7 年次行動計画

当面の目標として、令和16年度までの10年間の年次行動計画を表2-2、表2-3に示します。

表 2-2 年次行動計画（対象林班別）

ゾーン	対象林班	実施内容	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15	令和 16
整備最優先林班	18	【整備内容】 ・不用木の除去 ・作業道沿いの植栽										
	15	【準備手続き】 ・保安林に対する立木の伐採申請 ・地権者への承諾手続き(協定書)										
		【整備内容】 ・不用木の除去 ・三方山周辺の整備(景観、アクセス)										
	14	【準備手続き】 ・保安林に対する立木の伐採申請 ・地権者への承諾手続き(協定書)										
		【整備内容】 ・不用木の除去 ・作業道(境内)沿いの植栽										
整備優先林班	21	【準備手続き】 ・保安林に対する立木の伐採申請 ・地権者への承諾手続き(協定書)										
		【整備内容】 ・不用木の除去 ・東海自然歩道沿いの植栽										
	19	【準備手続き】 ・保安林に対する立木の伐採申請 ・地権者への承諾手続き(協定書)										
		【整備内容】 ・不用木の除去 ・東海自然歩道沿いの植栽										
	20	【準備手続き】 ・20 林班東側の追加整備箇所について「地域森林計画対象民有林(5 条森林)」への手続き ・保安林に対する立木の伐採申請 ・地権者への承諾手続き(協定書)										
		【整備内容】 ・林班の拡張 ・不用木の除去										
整備検討林班	17、22	・必要に応じた整備実施の検討										

※黒のバーは整備内容、桃色のバーは整備手続き、灰色のバーは検討を示しています。

表 2-3 年次別の実施内容

年度	実施内容	対象林班	実施内容
令和 7	整備	18 林班	・ 不用木の除去 ・ 作業道沿いの植栽
	準備	15 林班 (15-1)	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書)
令和 8	整備	15 林班 (15-1)	・ 不用木の除去 ・ 三方山周辺の整備 (景観、アクセス)
	準備	15 林班 (15-2)	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書)
令和 9	整備	15 林班 (15-2)	・ 不用木の除去 ・ 三方山周辺の整備 (景観、アクセス)
	準備	15 林班 (15-3)	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書)
令和 10	整備	15 林班 (15-3)	・ 不用木の除去 ・ 三方山周辺の整備 (景観、アクセス)
	準備	14 林班 (14-1)	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書)
令和 11	整備	14 林班 (14-1)	・ 不用木の除去 ・ 作業道 (境内) 沿いの植栽
	準備	14 林班 (14-2)	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書)
令和 12	整備	14 林班 (14-2)	・ 不用木の除去 ・ 作業道 (境内) 沿いの植栽
	準備	14 林班 (14-3)	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書)
令和 13	整備	14 林班 (14-3)	・ 不用木の除去 ・ 作業道 (境内) 沿いの植栽
	準備	21 林班	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書)
	準備	20 林班	・ 東側の追加整備箇所について「地域森林計画対象民有林 (5 条森林)」への手続き
令和 14	整備	21 林班	・ 不用木の除去 ・ 東海自然歩道沿いの植栽
	準備	19、20 林班	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書) ・ 20 林班東側の追加整備箇所について「地域森林計画対象民有林 (5 条森林)」への手続き
令和 15	整備	19 林班	・ 不用木の除去
	準備	20 林班	・ 保安林に対する立木の伐採申請 ・ 地権者への承諾手続き (協定書) ・ 東側の追加整備箇所について「地域森林計画対象民有林 (5 条森林)」への手続き
令和 16	整備	20 林班	・ 20 林班の拡張 ・ 不用木の除去
—	—	17、22 林班	・ 保全を優先 ・ 必要に応じた整備実施の検討

※赤色のハッチは、準備手続きを示しています。

第 3 章 詳細計画

3. 詳細計画

3.1 詳細計画の策定に関する前提条件

全体計画をふまえ、林班毎の詳細計画を示します。

3.1.1 不用木の除去の考え方と手順

不用木の除去の目的として、一つは現存するカエデ類やサクラ類の生育阻害となる樹木の除去、生育促進、麓の集落から見えるように整備することにあります（遠景）。もう一つは、散策や登山の利用者が、良い景観と感じられるように整備することにあります（近景）。

不用木の除去の対象は、人工林あるいは広葉樹林の間伐を基本とします。一般的に、下層の広葉樹（植栽木）が良好に育つ目安となる光環境は、相対照度（林内の光量／林外の光量×100）で20%～30%以上といわれています。この相対照度は、森林の密度指標である収量比数（ R_y ）と高い相関を示し、 $R_y=0.65\sim0.70$ 以下で相対照度20%～30%以上を確保できることがわかっています。

しかし、本計画対象地域で最も平均的な1haあたり1,500本（胸高直径20cm）のヒノキ林を想定すると、広葉樹林が良好に生育するためには950本の伐採（6割～7割の間伐）が必要となり、急峻な地形である本整備範囲では斜面崩壊や残された樹木の風倒木が生じる可能性があります。

そのため、景観上広葉樹の導入等による間伐が望ましい範囲や植栽範囲周辺においては、5割程度の強間伐（750本/ha）の伐採を行い、その他の整備範囲では3割程度の間伐（450本/ha）の伐採となるようにします。

なお、ここで注意しなければならないことは、広葉樹の不用木除去についてとなります。人工林とは異なり、広葉樹林には様々な樹種が含まれることから、安易に伐採することは景観にとって好ましくはありません。そのため、各年度の整備の発注前に、該当エリアの林相を鑑み、除去する木と残す木を把握することが必要です。

不用木の除去の範囲や本数は、以下の観点で決定します。

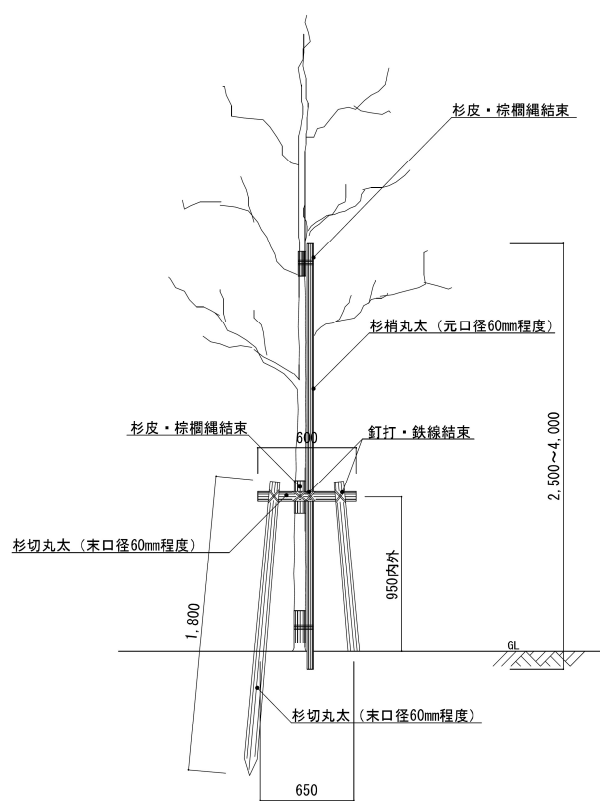
- ①計画対象地域の樹林は、樹種に関わらず1,500本/haと仮定し、強間伐（5割間伐）は750本/haの伐採、通常の間伐（3割間伐）は450本/haの伐採とする
- ②植栽する場合は、植栽木に応じて、生育に適した光環境を持続的に確保できるよう、周囲は強間伐の対象とする
- ③もともとカエデ類やサクラ類が自生する場所は、種子の供給源となり、大きく育てる必要があるため、それら以外の樹木を強間伐の対象とする
- ④展望が必要な箇所及び施設周辺で良好な景観を必要とする場所を強間伐の対象とする
- ⑤整備を行う前に、地形や現地踏査を行い、元々植生が少ない整備不要箇所、急峻・危険等による整備要回避箇所を確認する
- ⑥尾根では土壌が浅く、植物の成長が異なるため、伐採本数に配慮する
- ⑦森林法等の伐採制限を確認し、実施可能な範囲を特定する

3.1.2 植栽木の配置や本数の設定

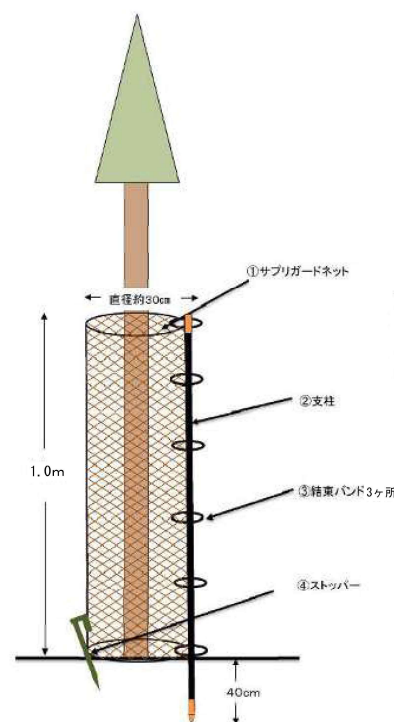
植栽の目的として、一つは散策や登山の利用者が、良い景観と感じられるように整備することにあります（近景）。もう一つは、植栽が成長するにつれて麓や眺望点からも視覚的に捉えることができ、散策や登山をしなくても来訪者に満足を得ていただけることにあります（遠景）。

植栽木の配置や本数については、以下の観点で決定します。

- ①車両による運搬可能な作業道（林道）沿いに植栽する
- ②植栽間隔は5m程度を標準とする（令和元年度以降の実績より）
- ③植栽樹種については、在来種のヤマザクラとイロハモミジを基本とする
- ④過去の植栽した樹木の枯損については、その原因を確認し、植栽木の配置や本数等の改善に努める



材 料 表 (1本当り)				
名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
杉切丸太	長1.8m、末口径6cm	2.0	本	支柱用
杉切丸太	長0.6m、末口径6cm	1.0	本	横木用
杉切丸太	長2.0m、元口径6cm	1.0	本	添木用



番号	名称	規格	材質	数量
1	サブリガードネット	高さ1.0m×巾100cm×菱目22mm	ポリエチレン	1枚
2	支柱(スーパーポール)	直径17mm×長さ1.8m	FRP/ABS	1本
3	結束バンド	巾4.6mm×長さ202mm	66ナイロン	3本
4	ストッパー	太さ30mm×巾15mm×長さ435mm	ポリプロピレン	1本

図 3-1 植栽の標準図（実績例）



図 3-2 植栽イメージ (写真は、大洞林道植栽実績)

3.1.3 事業費の算出

事業費の算出にあたっては、不用木の除去及び植栽に関わるものとし、下記の内容を条件とします。

【不用木の除去】

①不用木の搬出費用は含まれない ②消費税は含まれない

【植栽】

①植栽木の運搬費は含まれない ②消費税は含まれない

(1) 不用木の除去に関する直接工事費（100 本あたり）

不用木の除去に必要な費用には、以下の項目、労務単価を用います。

表 3-1 不用木の除去に必要な 100 本あたりの直接工事費

名称	数量※1	労務単価※2（円）	金額※2（円）
選木			
特殊作業員	0.16 人	26,600	4,256
普通作業員	0.16 人	23,500	3,760
諸雑費	4%	－	320
伐倒※3			
特殊作業員	0.52 人	26,600	13,832
普通作業員	0.52 人	23,500	12,220
諸雑費	6%	－	1,563
枝払			
特殊作業員	0.31 人	26,600	8,246
普通作業員	0.31 人	23,500	7,285
諸雑費	8%	－	1,242
玉切			
特殊作業員	0.26 人	26,600	6,916
普通作業員	0.26 人	23,500	6,110
諸雑費	9%	－	1,172
片付			
普通作業員	0.62 人	23,500	14,570
諸雑費	1%	－	145
直接整備費 合計			¥ 81,637

※1 林野庁「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（最終改正 R6）」に基づく

※2 岐阜県の令和 6 年 10 月単価表に記載された労務単価（小数点以下切り捨て）に基づく

※3 伐倒に用いた数量は、平均胸高直径 22cm 以上 28 cm未満を使用

(2) 植栽に関する直接整備費（1本あたり）

植栽に必要な費用には、以下の規格、労務・資材単価を用います。

表 3-2 植栽に必要な1本あたりの直接工事費（労務）

工法	規格	単価
直接工事費※1		
道路植栽工	植栽工（中木）樹高 200 cm以上 300 cm未満	3,610
	支柱設置 二脚鳥居添木付 幹周 30 cm未満	5,910
	施肥 幹周 60 cm未満	425
	除草 植込地	165
	灌水	74
	食害防止チューブ 施工費	330
合計		¥ 10,514

※1 土木コスト情報 建設物価臨時増刊（2021.7）の道路植栽工に基づく単価

表 3-3 植栽に必要な1本あたりの直接整備費（資材）

資材費※2		
苗木	ヤマザクラ 高さ 3m	9,800
	イロハモミジ 高さ 3m	17,500
支柱	二脚鳥居添木付※3	4,200
付帯施設等整備	食害防止チューブ※3	1,500

※2 令和6年度 建設物価 苗木の単価に基づく単価

※3 西南濃森林組合積算を参考

3.2 整備最優先林班

ここでは、整備最優先林班である 18 林班、15 林班、14 林班の整備内容の詳細を示します。

3.2.1 18 林班

(1) 概要

整備範囲には、大洞林道等が通り、植生はスギ林 0.5ha、ヒノキ林 3.7ha、広葉樹林 9.0ha が含まれます。整備内容は不用木の除去、林道沿いの植栽を予定します。また、整備に要する期間は 1 年（令和 7 年度）を想定します。

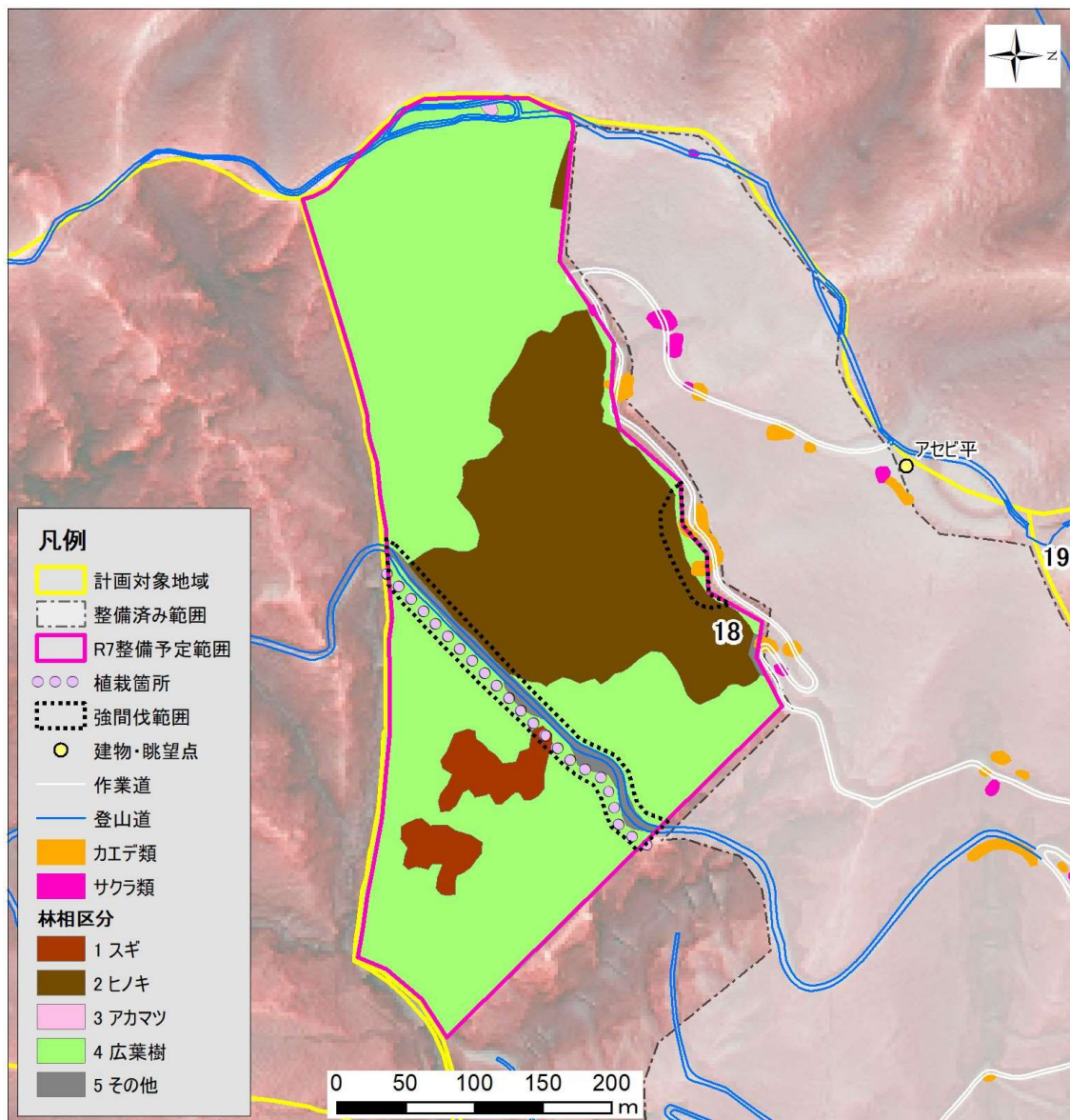


図 3-3 18 林班の整備範囲拡大図

(2) 整備内容及び事業費

18 林班の整備内容及び事業費は以下の通りです。また、事業費の内訳については、参考資料 4 に示します。

表 3-4 18 林班の整備内容及び事業費

整備年度	整備項目	整備内容	事業費
令和 7 年度	不用木の除去	伐採面積 13.2ha 概算伐採総本数 6,000 本 ・ 3 割間伐 12.9ha 約 5,800 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) スギ約 200 本(0.5ha)、ヒノキ約 1,600 本(3.6ha)、 広葉樹約 4,000 本(8.8ha)を伐採 ・ 5 割間伐 (強間伐) 0.3ha 約 200 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) ヒノキ約 100 本(0.1ha)、広葉樹約 100 本(0.2ha)を伐採	10,920 千円 ※税抜
	林道 (作業道) 沿いへの植栽	・ 56 本 約 280m の林道 (作業道) を 5m 間隔で植栽 ヤマザクラ 28 本、イロハモミジ 28 本を植栽	

3.2.2 15 林班

(1) 概要

整備範囲には、直江の滝に通じる林道が通り、植生はスギ 0.2ha、ヒノキ林 9.7ha、広葉樹林 36.3ha が含まれます。整備内容は、林道周辺の植栽は過去に実施されているため、不用木の除去のみを予定します。ただし、本林班は観光客が多く訪れる三方山を含むため、重点地区に指定し、景観に配慮した強間伐を行います。また、キャンプ施設（RECAMP 養老）上部の樹林についても景観に配慮した強間伐を行います。整備に要する期間は 3 年（令和 8～10 年度）を想定し、林班を 3 区に分けて 1 区ずつ実施します。

なお、本林班はほぼ全域が保安林（土砂流出防備、保健）に指定されているため、令和 7 年度の早い時期に県知事への立木の伐採に対する許可申請を行う必要があります。また、整備内容に対する地権者の承諾（協定書）を得る必要もあります。

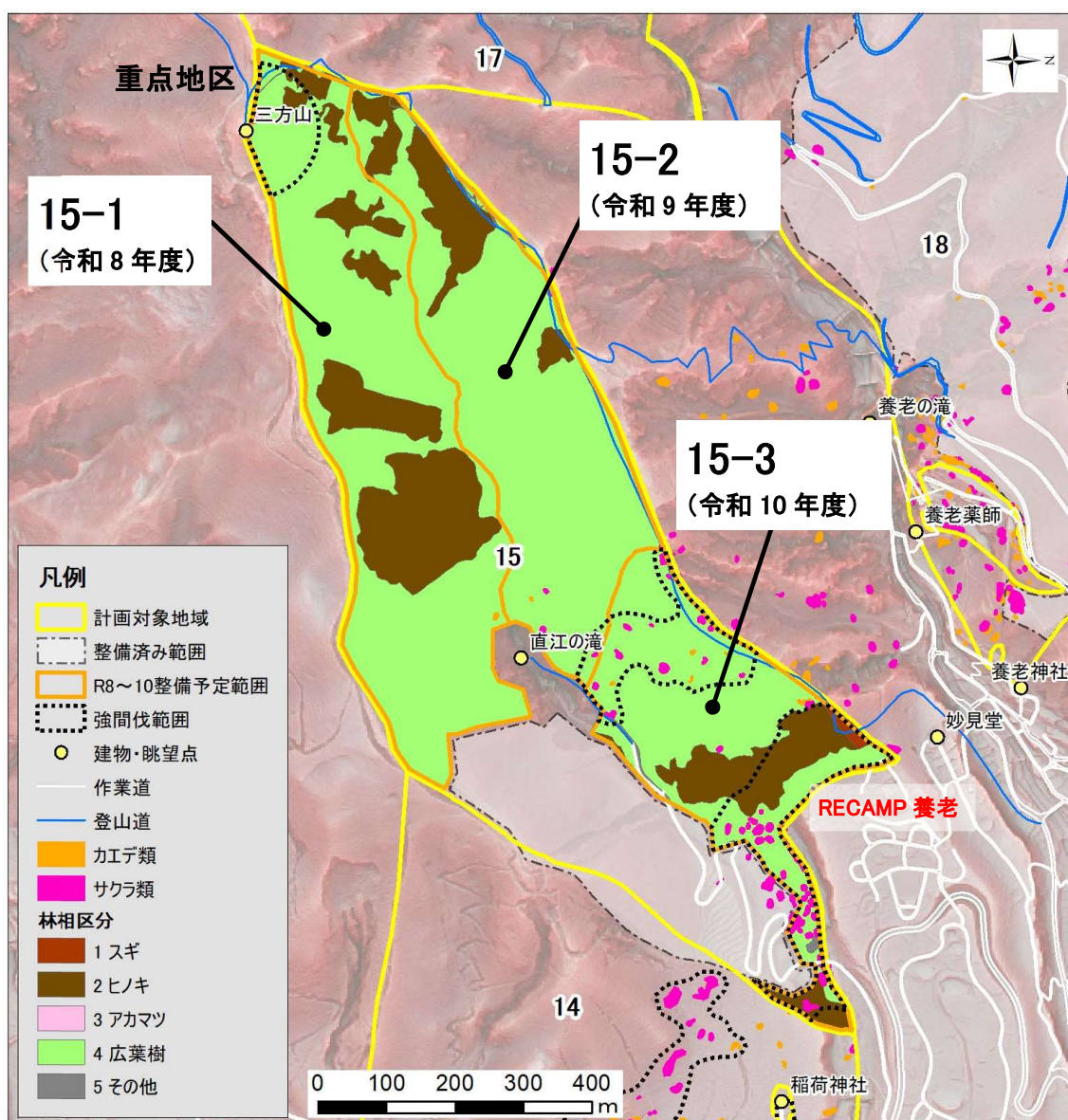


図 3-4 15 林班の整備範囲拡大図

(2) 整備内容の詳細

15 林班の整備内容及び事業費は以下の通りです。また、事業費の内訳については、参考資料 4 に示します。

表 3-5 15 林班の整備内容及び事業費

整備年度・対象範囲	整備項目	整備内容	事業費
令和 8 年度・15-1	不用木の除去	伐採面積 20.2ha 概算伐採総本数 9,500 本 ・ 3 割間伐 18.9ha 約 8,500 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) ヒノキ約 2,300 本(5.1ha)、広葉樹約 6,200 本(13.8ha)を伐採 ・ 5 割間伐(強間伐) 1.3ha 約 1,000 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) ヒノキ約 100 本(0.1ha)、広葉樹約 900 本(1.2ha)を伐採	12,810 千円 ※税抜
令和 9 年度・15-2	不用木の除去	伐採面積 14.8ha 概算伐採総本数 6,800 本 ・ 3 割間伐 14.6ha 約 6,600 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) ヒノキ約 900 本(2.0ha)、広葉樹約 5,700 本(12.6ha)を伐採 ・ 5 割間伐(強間伐) 0.2ha 約 200 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) 広葉樹約 200 本(0.2ha)を伐採	9,250 千円 ※税抜
令和 10 年度・15-3	不用木の除去	伐採面積 11.2ha 概算伐採総本数 6,900 本 ・ 3 割間伐 5.0ha 約 2,200 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) ヒノキ約 500 本(1.1ha)、広葉樹約 1,700 本(3.9ha)を伐採 ・ 5 割間伐(強間伐) 6.2ha 約 4,700 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) スギ約 200 本(0.2ha)、ヒノキ約 1,000 本(1.4ha)、広葉樹約 3,500 本(4.6ha)を伐採	9,380 千円 ※税抜

3.2.3 14 林班

(1) 概要

整備範囲には、稲荷神社の参道や作業道がみられ、植生はヒノキ林 17.7ha、広葉樹林 14.9ha が含まれます。整備内容は、不用木の除去と参道や作業道沿いの植栽を予定します。また、整備に要する期間は3年（令和 11～13 年度）を想定し、林班を3区に分けて、1区ずつ実施することを想定しています。

なお、本林班は南側の一部が保安林（土砂流出防備）に指定されているため、整備前年度の早い時期に県知事への立木の伐採に対する許可申請を行う必要があります。また、整備内容に対する地権者の承諾（協定書）を得る必要もあります。

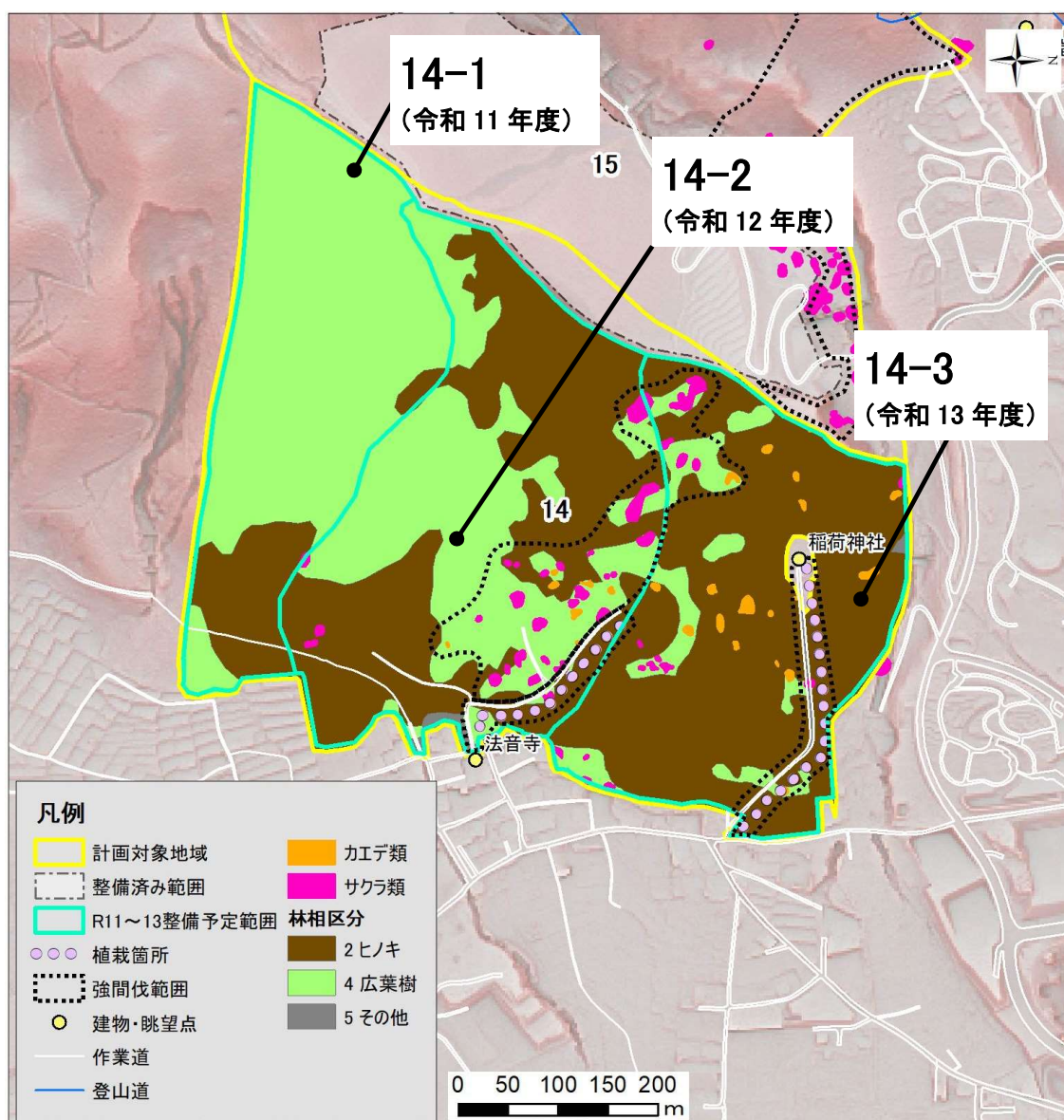


図 3-5 14 林班の整備範囲拡大図

(2) 整備内容の詳細

14 林班の整備内容及び事業費は以下の通りです。また、事業費の内訳については、参考資料 4 に示します。

表 3-6 14 林班の整備内容及び事業費

整備年度・対象範囲	整備項目	整備内容	事業費
令和 11 年度・14-1	不用木の除去	伐採面積 9.2ha 概算伐採総本数 4,100 本 ・ 3 割間伐 9.2ha 約 4,100 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) ヒノキ約 600 本(1.4ha)、広葉樹約 3,500 本(7.8ha)を伐採	5,580 千円 ※税抜
令和 12 年度・14-2	不用木の除去	伐採面積 12.8ha 概算伐採総本数 6,600 本 ・ 3 割間伐 10.0ha 約 4,500 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) ヒノキ約 2,700 本(6.1ha)、広葉樹約 1,800 本(3.9ha)を伐採 ・ 5 割間伐(強間伐) 2.8ha 約 2,100 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) ヒノキ約 700 本(0.9ha)、広葉樹約 1,400 本(1.9ha)を伐採	10,940 千円 ※税抜
	林道(作業道)沿いへの植栽	・ 40 本 約 200m の林道(作業道)を 5m 間隔で植栽 ヤマザクラ 20 本、イロハモミジ 20 本を植栽	
令和 13 年度・14-3	不用木の除去	伐採面積 10.6ha 概算伐採総本数 5,100 本 ・ 3 割間伐 9.7ha 約 4,400 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) ヒノキ約 4,000 本(8.8ha)、広葉樹約 400 本(0.9ha)を伐採 ・ 5 割間伐(強間伐) 0.9ha 約 700 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) ヒノキ約 400 本(0.5ha)、広葉樹約 300 本(0.4ha)を伐採	9,910 千円 ※税抜
	林道(作業道)沿いへの植栽	・ 60 本 約 300m の林道(作業道)を 5m 間隔で植栽 ヤマザクラ 30 本、イロハモミジ 30 本を植栽	

3.3 整備優先林班

ここでは、整備優先林班である 21 林班、19・20 林班の整備内容の詳細を示します。

3.3.1 21 林班

(1) 概要

整備範囲には、東海自然歩道（作業道）がみられ、植生はスギ林 1.8ha、ヒノキ林 5.1ha、アカマツ林 0.3ha、広葉樹林 5.2ha が含まれます。整備内容は不用木の除去、林道沿いの植栽を予定します。また、整備に要する期間は 1 年（令和 14 年度）を想定します。

なお、本林班は北側の一部が保安林（土砂流出防備）に指定されているため、整備前年度の早い時期に県知事への立木の伐採に対する許可申請を行う必要があります。また、整備内容に対する地権者の承諾（協定書）を得る必要もあります。

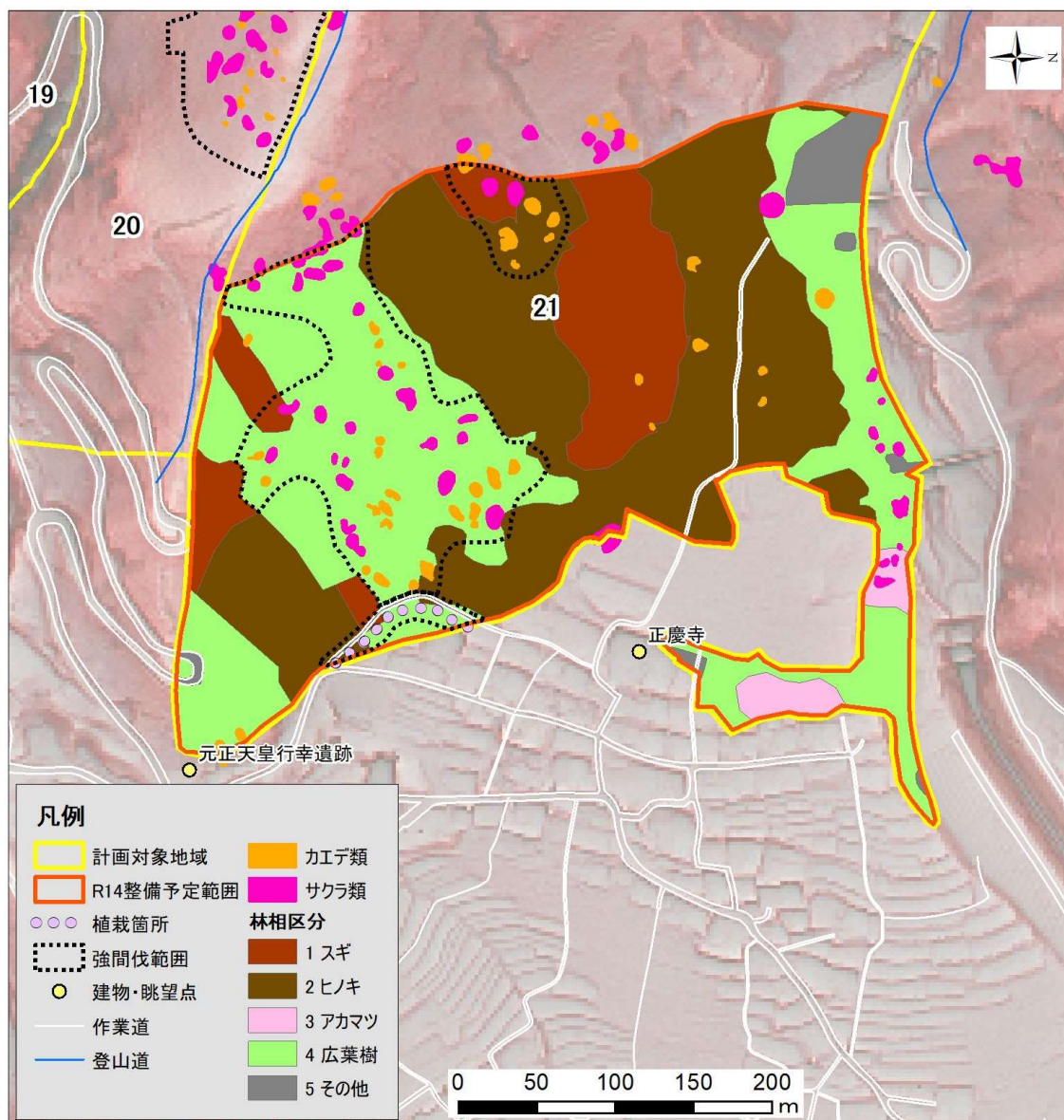


図 3-6 21 林班の整備範囲拡大図

(2) 整備内容の詳細

21 林班の整備内容及び事業費は以下の通りです。また、事業費の内訳については、参考資料 4 に示します。

表 3-7 21 林班の整備内容及び事業費

整備年度	整備項目	整備内容	事業費
令和 14 年度	不用木の除去	伐採面積 12.4ha 概算伐採総本数 6,400 本 ・ 3 割間伐 9.7ha 約 4,300 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) スギ約 700 本(1.6ha)、ヒノキ約 2,200 本(4.8ha)、アカマツ約 100 本(0.3ha)、広葉樹約 1,300 本(3.0ha)を伐採 ・ 5 割間伐 (強間伐) 2.7ha 約 2,100 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) スギ約 200 本(0.2ha)、ヒノキ約 200 本(0.3ha)、広葉樹約 1,700 本(2.2ha)を伐採	9,690 千円 ※税抜
	林道 (作業道) 沿いへの植栽	・ 20 本 約 100m の林道 (作業道) を 5m 間隔で植栽 ヤマザクラ 10 本、イロハモミジ 10 本を植栽	

3.3.2 19 林班

(1) 概要

整備範囲には、大洞林道がみられ、植生はヒノキ林 1.4ha、広葉樹林 1.6ha が含まれます。また、整備に要する期間は1年（令和15年度）を想定します。

なお、本林班はほぼ全域が保安林（土砂流出防備、保健）に指定されているため、整備前年度の早い時期に県知事への立木の伐採に対する許可申請を行う必要があります。さらに、整備内容に対する地権者の承諾（協定書）を得る必要もあります。

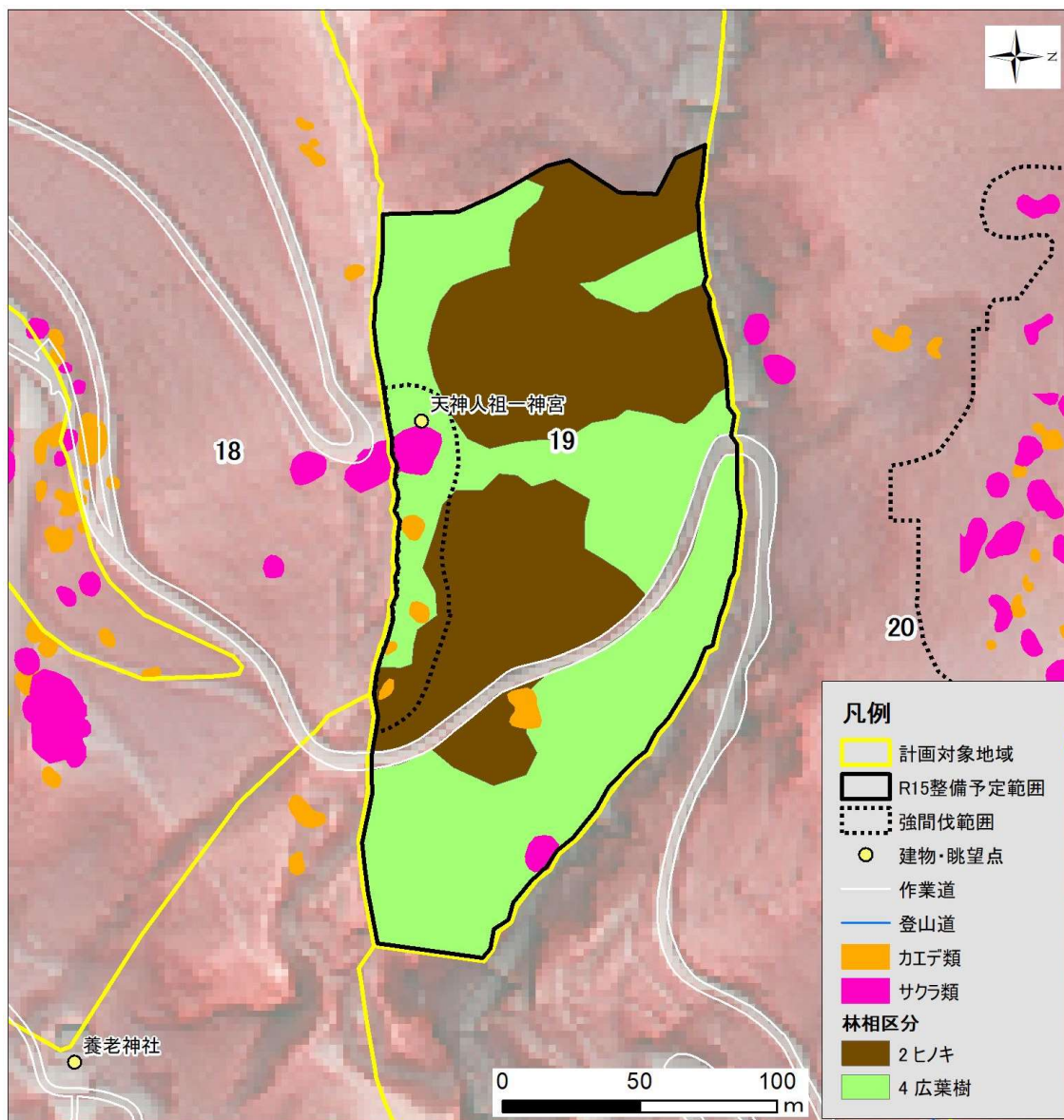


図 3-7 19 林班の整備範囲拡大図

(2) 整備内容の詳細

19 林班の整備内容及び事業費は以下の通りです。また、事業費の内訳については、参考資料 4 に示します。

表 3-8 19 林班の整備内容及び事業費

整備年度	整備項目	整備内容	事業費
令和 15 年度	不用木の除去	伐採面積 3.0ha 概算伐採総本数 1,400 本 ・ 3 割間伐 2.7ha 約 1,200 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) ヒノキ約 600 本(1.3ha)、広葉樹約 600 本(1.4ha)を伐採 ・ 5 割間伐(強間伐) 0.3ha 約 200 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) ヒノキ約 100 本(0.1ha)、広葉樹約 100 本(0.2ha)を伐採	1,910 千円 ※税抜

3.3.3 20 林班

(1) 概要

整備範囲には、大洞林道がみられ、植生はスギ林 0.1ha、ヒノキ林 1.5ha、広葉樹林 8.0ha（追加範囲を含む）が含まれます。整備の前に 20 林班の東側を元正天皇行幸遺跡付近まで拡大し、大洞林道に沿って整備を行います（概ね広葉樹林となっている）。整備内容は、不用木の除去を予定します。また、整備に要する期間は 1 年（令和 16 年度）を想定します。

なお、追加範囲については、国や県の補助事業の対象となる「地域森林計画対象民有林（5 条森林）」への変更手続きが必要となります。その手続きに時間がかかる可能性があるため、3 年程度前から準備を行うことが望ましいと考えられます。また、追加範囲を含む本林班はほぼ全域が保安林（土砂流出防備、保健）に指定されているため、整備前年度の早い時期に県知事への立木の伐採に対する許可申請を行う必要があります。さらに、整備内容に対する地権者の承諾（協定書）を得る必要もあります。

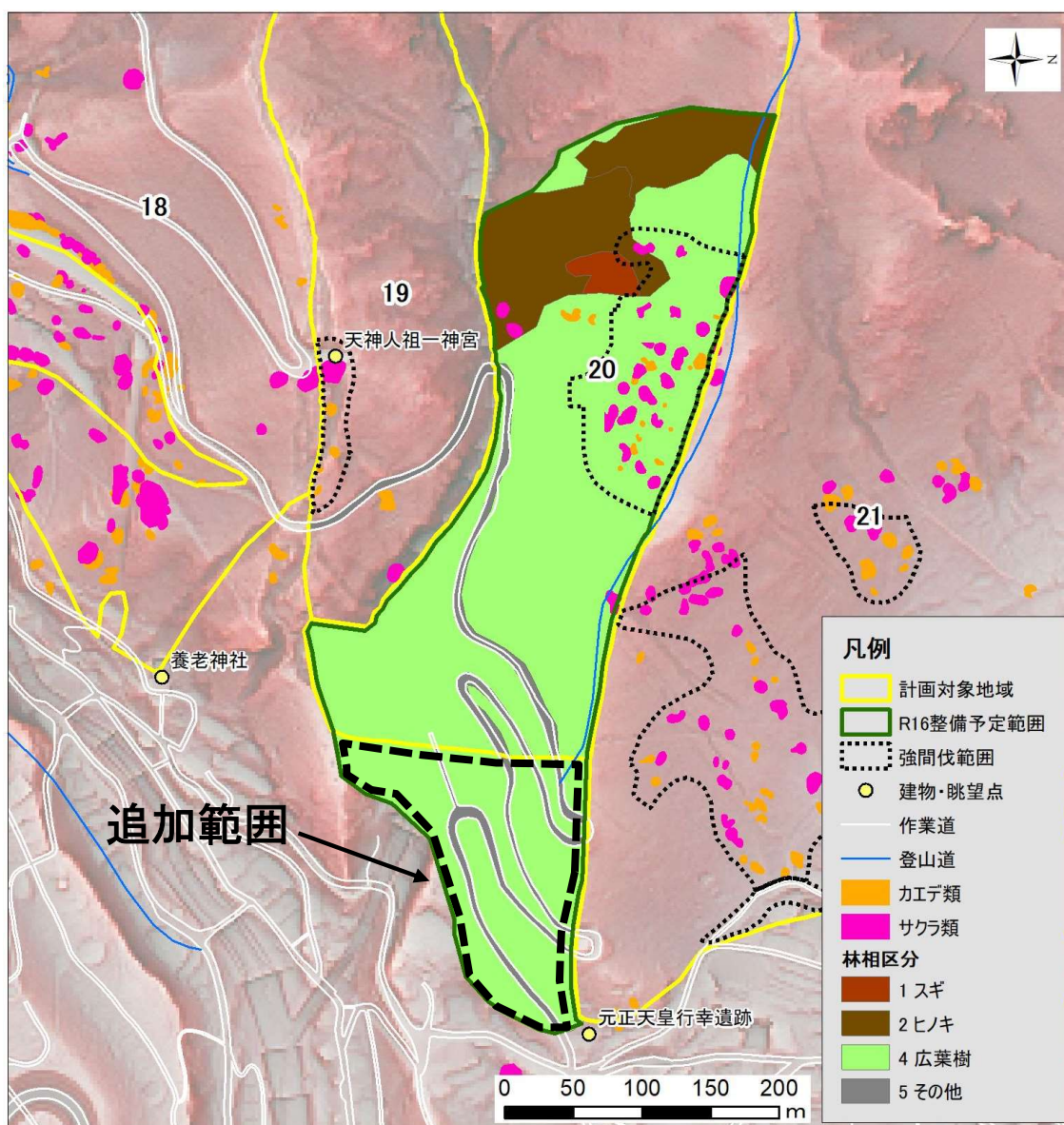


図 3-8 20 林班の整備範囲拡大図

(2) 整備内容の詳細

20 林班の整備内容及び事業費は以下の通りです。また、事業費の内訳については、参考資料 4 に示します。

表 3-9 20 林班の整備内容及び事業費

整備年度	整備項目	整備内容	事業費
令和 16 年度	不用木の除去	伐採面積 9.6ha 概算伐採総本数 約 4,800 本 ・ 3 割間伐 8.1ha 約 3,700 本 (現況 1,500 本/ha の 3 割 450 本伐採) スギ約 50 本(0.1ha)、ヒノキ約 650 本(1.4ha)、広葉樹約 3,000 本(6.6ha)を伐採 ・ 5 割間伐（強間伐）1.5ha 約 1,100 本 (現況 1,500 本/ha の 5 割 750 本伐採) ヒノキ約 100 本(0.1ha)、広葉樹約 1,000 本(1.4ha)を伐採	6,540 千円 ※税抜

3.4 年次別事業費

年次別事業費の一覧を、表 3-10 に示します。

表 3-10 年次別事業費一覧

年度	対象林班	整備面積(ha)	実施内容 ※想定本数	事業費(千円) ※税抜
令和7年	18 林班	13.2	・ 不用木の除去 6,000 本 ・ 植栽 56 本	10,920
令和8年	15 林班 (15-1)	20.2	・ 不用木の除去 9,500 本	12,810
令和9年	15 林班 (15-2)	14.8	・ 不用木の除去 6,800 本	9,250
令和10年	15 林班 (15-3)	11.2	・ 不用木の除去 6,900 本	9,380
令和11年	14 林班 (14-1)	9.2	・ 不用木の除去 4,100 本	5,580
令和12年	14 林班 (14-2)	12.8	・ 不用木の除去 6,600 本 ・ 植栽 40 本	10,940
令和13年	14 林班 (14-3)	10.6	・ 不用木の除去 5,100 本 ・ 植栽 60 本	9,910
令和14年	21 林班	12.4	・ 不用木の除去 6,400 本 ・ 植栽 20 本	9,690
令和15年	19 林班	3.0	・ 不用木の除去 1,400 本	1,910
令和16年	20 林班	9.6	・ 不用木の除去 4,800 本	6,540
合計		117.0	・ 不用木の除去 57,600 本 ・ 植栽 176 本	86,930